## 会員における引受審査のあり方の見直しに係る「有価証券の引受け等に 関する規則」(公正慣習規則第14号)等の一部改正について

平成 19 年 5 月 29 日日 本証券業協会

#### . 改正の趣旨

本協会では、昨年4月にエクイティ市場委員会の下部に設置した「会員における引受審査のあり方等に関するワーキング・グループ」において、いわゆる新興市場を中心とした新規公開ブームの陰で、上場して間もない企業の一部に財務内容や経営状況等に問題がある事例が生じていることや、元引受業務に参入する証券会社が増加する中で、証券会社の引受審査能力に格差が生じているといった指摘を踏まえ、会員が行う引受審査のあり方等について精力的に検討を行い、本年2月、ワーキング・グループでの検討の結果を報告書「会員における引受審査のあり方・MSCBの取扱いのあり方等について」として取りまとめたところである。

同報告書では、今後の対応として、引受審査体制の強化、引受審査プロセスの適正化・効率化、引受審査項目の拡充等について提言されたところであるが、今般、これらを実現するため、「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第14号)及び同規則に関する細則等の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

また、昨今の企業におけるM&A活動の活発化や資本政策の多様化等の環境変化を踏まえ、会員が引受けを行う際の資金使途の確認及び公表並びに発行者が指定する販売先への売付け(いわゆる親引け)に関する規制についても適正化を図るため、当該規則及び同規則に関する細則の一部について、併せて以下のとおり改正を行うこととする。

#### . 改正の骨子

- 1 .「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第14号)及び同規則に関する細 則の一部改正
  - ・ 引受業務、引受審査業務、引受推進業務、主幹事会員、他の引受会員、監査人、コンフォートレター、上場発行者等の定義規定を置くこととする。(第2条)

#### (1) 適切な引受けの実施

引受会員は、引受けを行うに当たっては、必要に応じて投資需要の調査を行う等市場実勢を尊重して適正な発行又は売出しの条件を決定し、自己の取引上の地位を有利ならしめるため著しく不適当と認められる価格、数量、その他の条件により引受けを行うことのないようにしなければならない。(第3条)

引受会員は、引受けを行うに当たっては、引受審査のために必要かつ十分な期間を確保したうえで、(3) から までに基づき審査を行った内容を踏まえ、総合的な判断と責任のもとに引受判断を行わなければならないこととする。(第4条)

引受会員は、引受けを行うに当たっては、当該引受けに係る払込日までの企業動向について的確な情報の把握に努めるものとし、必要に応じて発行者から 聴取を行うものとする。(第5条)

#### (2) 引受体制の整備

引受会員は、引受審査業務を的確に遂行することができる人的構成を確保するとともに、引受審査部門が引受推進部門及び引受部門から独立した審査意見の形成を行うため、一定の要件を満たす組織体制を構築しなければならないこととする。(第6条)

引受会員は、引受審査項目及び当該引受審査項目を適切に審査するために必要な事項並びに適切な引受判断を行うために必要な事項等を社内規則に定めなければならないこととする。(第7条第1項)

引受会員は、 に規定する引受審査項目を審査するための手順に関する社内 マニュアルを定めなければならないこととする。(第7条第2項)

引受会員は、引受審査において収集した資料等、当該資料等に対する分析及 び評価の内容並びに引受判断の形成過程等に係る記録を作成し、5年間これを 保存するものとする。(第7条第3項)

引受会員は、社内規則及び社内マニュアルについて、適宜その内容を充実させるものとする。(第7条第4項)

引受会員は、社内規則及び社内マニュアルを本協会に提出するものとする。 (第7条第5項)

引受会員は、社内規則が遵守されていること及び社内マニュアルが適正に運用されていることについて、定期的に検査又は監査を行うものとする。(第8条)

#### (3) 引受審査プロセスの適正化・効率化

引受会員は、引受けを行うに当たっては、発行者が将来にわたって投資者の 期待に応えられるか否か、資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわ しいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われているか否かの観点か ら、(4)に規定する引受審査項目について厳正に引受審査を行わなければならないこととする。(第9条第1項)

主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、引受審査資料を一定の期間前に発行者から受領するものとする。(第9条第2項、細則第2条、細則第3条)

主幹事会員は、引受審査資料に記載されている事項の内容を確認する場合には、発行者との間で、書面の授受によりこれを行うよう努め、必要に応じて面談を行うものとする。(第9条第3項)

主幹事会員は、 の場合において、発行者の財務情報の内容が適切であるかを確認する際には、必要に応じて監査人から聴取を行うものとする。(第9条第4項)

主幹事会員は、引受審査を行う場合に、有価証券届出書等に記載される財務情報の正確性、当該財務情報の事後の変動に係る調査等を行うため、監査人からコンフォートレターを受領するものとする。(第9条第5項)

主幹事会員は、他の引受会員に対し、十分な期間前に引受審査のために必要な資料及び情報を提供する等して、当該他の引受会員の引受審査に可能な限り協力するものとする。(第10条第1項、細則第4条)

他の引受会員は、 に基づき取得する情報以外に、引受審査の充実の観点からさらに必要な情報があると認めた場合には、直接発行者に対して確認を行うことにより十分な引受審査を行うものとする。(第 10 条第 2 項)

主幹事会員は、引受審査を行うに当たって、事前に当該引受審査案件に係る 主幹事会員の交代、監査人の交代又は上場申請予定の証券取引所の変更が行わ れた事実を知ったときは、発行者に対して理由を確認するとともに、当該確認 した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。(第11条)

主幹事会員は、発行者が新規公開直後に重要な事実を公表した場合、当該発行者に対し、当該事実が新規公開前に発生していたのか否か、引受審査の過程における当該発行者からの説明に不実はなかったのかを確認し、新規公開時の有価証券届出書等における開示が適切であったかを検証するものとする。(第12条第1項)

において、有価証券届出書等における開示と引受審査の際の発行者の業務 状況等との間に重大な差異があったことが判明した場合には、会員は、発行者 に対して、その原因を投資者に十分説明するよう申し入れるものとする。(第 12条第2項)

#### (4) 引受審査項目の拡充

引受会員が、新規公開における募集又は売出しに際して引受けを行う場合に、 厳正な審査を行わなければならない最低限の引受審査項目として、公開適格性、 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況、企業内容等の適正な開示 等の一定の項目及びこれらの項目の細目を定めることとする。(第13条、細則 第5条)

引受会員が、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しに際して引受けを行う場合に、厳正な審査を行わなければならない最低限の引受審査項目として、適格性、業績の見通し、調達する資金の使途、企業内容等の適正な開示等の一定の項目及びこれらの項目の細目を定めることとする。(第 14 条、細則第 6 条)

引受会員が、社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合に、厳正な審査を行わなければならない最低限の引受審査項目として、財政状態及びキャッシュフロー、企業内容等の適正な開示等の一定の項目及びこれらの項目の細目を定めることとする。(第15条、細則第7条)

他の引受会員は、社債券の発行登録による募集又は売出しに際して引受けを 行う場合であって、当該社債券が社債管理者不設置の要件に該当するときは、 にかかわらず、自らの判断と責任において必要と認められる項目の審査を行 うものとする。(第15条第2項)

引受会員は、から までに定めのない有価証券の引受けを行う場合においても、本規則の趣旨を尊重し、必要と認められる引受審査項目について十分な審査を行わなければならないこととする。(第16条)

#### (5) 資金使途の確認・公表及び親引けに関する規制の見直し

主幹事会員は、募集に伴う調達資金の使途がM&A(企業買収、資本提携等)である場合には、当該M&Aの実現可能性及び実現がなされなかった場合の合理的な代替使途について確認するとともに、M&Aの実施に伴う将来の事業構想並びに資金充当の期限及び代替使途について発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならないこととする。(第17条第2項)

主幹事会員は、発行者に対し、 の調達資金の使途の変更又は充当がある場合は、その状況について、その都度公表を行うよう要請するとともに、調達資金の充当状況について、決算短信に記載することにより公表を行うよう要請しなければならないこととする。(第17条第5項、細則第8条第2項、第3項)

株券、新株予約権証券等の親引けが認められる場合の一つとして、「企業グループ全体での持株比率を維持するために必要な場合(当該企業グループの具体的な範囲及び持株比率並びに企業グループ各社間における出資、人事、資金、技術、取引等の関係を発行者が発表資料で公表した場合に限る。)」を加える。(第24条第3項第2号)

株券、新株予約権証券等の親引けが認められる場合の一つを、「業務提携の関係を形成しようとする者が一定の株式を保有するために必要な場合(当該業務提携及びそのために株式を保有しなければならない旨が契約書等(締結することが確実となっているものを含む)により確認できる場合に限る。)」とする。(第24条第3項第3号)

REITの親引けが認められる場合の一つを、「投資信託委託業者の親会社等(一の会社の親会社及び一の会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。)及び当該親会社等の親会社等」に対して割り当てる場合とする。(第24条第4項第2号)

REITの親引けが認められる場合の一つとして、「投資信託又は投資法人に対して不動産等を譲渡した者又は譲渡することに合意している者であって、当該者が特別目的会社(当該特別目的会社に出資している特別目的会社を含む。)である場合には、それに出資している者」に対して割り当てる場合を加える。(第24条第4項第4号)

REITの親引けが認められる場合の一つとして、「投資信託又は投資法人に対して不動産等を譲渡した者又は譲渡することに合意している者であって、 当該者が特定目的信託である場合には、その受益証券の権利者」を加える。(第 24条第4項第5号)

引受会員が、発行者に対して株券等の割当先を親引けが認められる範囲に限定するよう要請しなければならない対象に、会員が引受けを行う株券等の募集 又は売出しと並行して行われる、会員による引受けを伴わない「売出しに該当 しない自己株式の処分」を含むこととする。(第25条第1項)

## (6) その他

会員が、株券の募集を行おうとする発行者の一定期間の株価が前回の株券の 募集の発行価格を著しく下回り、かつ、当該株価の低下が発行者の個別事情に よると認められる場合に、前回行われた株券の募集から相当の期間を置くよう、 当該発行者に要請しなければならない旨の規定を廃止する。(現行第4条1項 ~第5項) ( ) 今般の引受審査体制の強化等を踏まえ、株価の推移にのみ着目して引受けの可否を判断する当該規定を廃止し、今後は、審査意見を踏まえて総合的な判断と責任のもとに引受判断を行うこととする。

会員は、本邦発行者が本邦以外において株券等の募集又は売出しを行う場合において、当該会員の海外関連会社による引受けを斡旋する場合には、当該関連会社に対し、この規則の趣旨に基づく適切な審査が行われるよう要請を行うか、又は必要に応じて当該会員が代行して適切な審査を行うものとする。(第28条第2項)

その他所要の整備を図る。

- 2.「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議)の一部改正
  - ・ 所要の整備を図る。

#### . 施行の時期

この改正は、平成 19 年 7 月 1 日から施行し、 . 1 . (2)から(4)までの規定は、 同日以後に開始する引受審査から適用する。

以 上

## 「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第 14 号)の一部改正について

平成 19 年 5 月 29 日 (下線部分変更)

設)

新 IΗ

## 第1章 総 則

#### (目 的)

第 1 条 この規則は、会員が本邦内におい て行う株券等及び社債券の募集又は売出 しの引受け(以下「引受け」という。)並 びに協会員が本邦内において行う株券等 の募集又は売出しの取扱いに関し必要な 事項を定め、適正な業務の運営と投資者の 保護を図るとともに、資本市場の健全な発 展に資することを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲 げる用語の定義は、当該各号に定めるところ による。
  - 1 株券等 次に掲げる有価証券をいう。
    - イ 株券(外国法人の発行する証券又は 証書で株券の性質を有するものを含 む。以下同じ。)
    - ロ 新株予約権証券(外国法人の発行す る証券又は証書で新株予約権証券の性 質を有するものを含む。以下同じ。)
    - ハ 新株予約権付社債券(外国法人の発 行する証券又は証書で新株予約権付社 債券の性質を有するものを含む。以下 同じ。)
    - 二 優先出資証券(証券取引法(以下)証 取法」という。) 第2条第1項第5号の 2に掲げる有価証券をいい、外国法人

# (新

的)

(目 第 1 条 この規則は、会員が本邦内におい て行う株券、新株予約権証券、新株予約権 付社債券、優先出資証券(証券取引法(昭 和23年法律第25号)第2条第1項第5号の 2に掲げる有価証券をいう。以下同じ。) 及び不動産投資信託証券(証券取引法第2 条第1項第7号に掲げる投資信託の受益 証券又は同項第7号の2に掲げる投資証 券であって、投資者の資金を主として不動 産関連資産に対する投資として運用する ことを目的とするものをいう。以下同じ。) <u>(以下「株券等」という。)</u>の募集又は売 出しの引受け(以下「引受け」という。) 並びに協会員が本邦内において行う株券 等の募集又は売出しの取扱いに関し必要 な事項を定め、適正な業務の運営と投資者 の保護を図るとともに、資本市場の健全な 発展に資することを目的とする。

> (新 設)

<u>の発行する証券又は証書で優先出資証券の性質を有するものを含む。以下同</u>じ。)

- 木 不動産投資信託証券 証取法第2条第1項第7号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第7号の2に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。)
- 2 社債券 証取法第2条第1項第4号 に掲げる有価証券(新株予約権付社債券を 除き、外国法人の発行する証券又は証書で 社債券の性質を有するものを含む。以下同 じ。)をいう。
- 3 引受業務 引受けを行うことを目的 として発行者に対して募集又は売出しの 提案を行い、当該引受けの条件の検討及び 有価証券の元引受契約の締結に係る実務 を遂行する業務をいう。
- 4 引受審査業務 発行者から収集した 資料及び情報その他必要に応じて収集し た資料及び情報を基に、引受けを行う会 員が果たすべき責任を全うするために必 要な引受審査を行い、有価証券の引受け の可否の判断(以下「引受判断」という。) の基となる審査意見を形成する業務をい う。
- 5 引受推進業務 引受案件の獲得を目的として発行者又は売出しをする者で発行者以外の者(以下「売出人」という。) との間で継続的な関係の形成を図り、情報収集及び営業活動を行う業務をいう。
- 6 監査人 引受審査の対象となる有価 証券の発行者が証取法の規定により提出 する財務計算に関する書類について、同法 第193条の2に基づき監査証明を行う者と して当該引受審査の時点において当該発 行者から選任された公認会計士又は監査 法人をいう。
- 7 コンフォートレター <u>監査人が作成</u> する株券等又は社債券の発行者に関する 調査報告であり、記載事項、内容等につい て、「監査法人から事務幹事証券会社への 書簡」要綱(日本公認会計士協会、日本証 券業協会)に準拠して作成されたものをい う。
- 8 引受会員 発行者又は売出人との間

新 旧

で有価証券の元引受契約を締結する会員 をいう。

- <u>9 主幹事会員 引受会員のうち、有価証</u> 券の元引受契約の締結に際し、当該元引受 契約に係る有価証券の発行者又は売出人 と当該元引受契約の内容を確定させるた めの協議を行う会員として当該発行者又 は売出人から指名された会員をいう。
- 10 他の引受会員 主幹事会員以外の引 受会員をいう。
- 11 上場発行者 国内の証券取引所市場 に上場されている有価証券の発行者をい う。
- 12 新規公開 上場発行者以外の発行者 が発行する有価証券の国内の証券取引所 市場への上場をいう。
- 13 オーバーアロットメント 引受会員 が、募集又は売出しに係る株券等につい て、当該募集又は売出しの予定数量のほか に同一条件で追加的に売出しを行うこと をいう。
- 14 グリーンシューオプション 引受会 員が元引受契約の締結に当たり付与を受 ける、募集又は売出しに係る株券等と同一 銘柄の株券等を当該株券等の発行者又は 保有者より取得することができる権利を いう。
- <u>15</u> <u>シンジケートカバー取引</u> オーバー アロットメントを行った引受会員が、募集 又は売出しの申込期間が終了した後に、当 該オーバーアロットメントにより生じた ショートポジションの数量を減少させる ために行う当該引受会員の計算による当 該募集又は売出対象有価証券の買付けを いう。

## 第2章 適切な引受け

#### 第1節 適切な引受けの実施

#### (適正な条件決定)

第 3 条 引受会員は、引受けを行うに当た っては、必要に応じて投資需要の調査を行う 等市場実勢を尊重して適正な発行又は売出 しの条件を決定し、自己の取引上の地位を有 利ならしめるため著しく不適当と認められ (新 設)

(新 設)

#### (適正な引受け)

第2条 会員は、引受けを行うに当たって は、必要に応じて投資需要の調査を行う等市 場実勢を尊重して適正な発行又は売出しの 条件を決定し、自己の取引上の地位を有利な らしめるため著しく不適当と認められる価 る価格、数量、その他の条件により引受けを|格、数量、その他の条件により引受けを行う

新	IΒ		
行うことのないようにしなければならない。	ことのないようにしなければならない。		
(適切な引受判断) 第4条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、引受審査業務のために必要かつ十分な期間を確保したうえで、第9条から第11条までの規定に基づき引受審査を行った内容を踏まえて総合的な判断と責任のもとに引受判断を行わなければならない。	(新 設)		
(払込日までの企業動向の把握) 第 5 条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、当該引受けに係る払込日(売出しに係る引受けの場合は受渡日をいう。以下同じ。)までの企業動向について的確な情報の把握に努めるものとし、必要に応じて発行者から聴取を行うものとする。	(新 設)		
第2節 引受体制の整備	(新 設)		
(引受審査の独立性の確保) 第 6 条 引受会員は、引受審査業務を的確に遂行することができる人的構成を確保するとともに、独立した審査意見の形成を行うため、次に掲げるすべての要件を満たす組織体制を構築しなければならない。 1 引受審査部門を設置すること。 2 引受審査部門において引受審査業務を遂行する担当者は、引受推進業務及び引受業務に携わらないこと。 3 引受審査部門を担当する役員は、引受推進部門又は引受部門を担当しないこと。	(新 設)		
2 引受会員は、次に掲げるすべての要件を 満たしている場合には、前項に規定する体制 を構築しているものとみなす。 1 引受審査業務を遂行する担当者は、当 該引受審査案件に係る引受推進業務及び 引受業務に携わらないこと。 2 すべての引受案件について、法務コン プライアンス部門を含む複数の責任者か ら構成される会議体の議決(当該案件に係 る引受推進業務に携わる者が、その表決に 加わらないものをいう。)により引受判断 を行うこと。 3 法務コンプライアンス部門の責任に おいて、引受判断に係る資料及び情報の十			

新 旧 分性について分析及び評価を行うととも に、当該引受判断の形成過程についての適 正性を確認すること。 (社内規則及び社内マニュアルの整備) 第 7 条 引受会員は、次の各号に掲げる事 (新 設) 項を社内規則に定めなければならない。 1 引受審査を行うに際して審査すべき 項目(以下、「引受審査項目」という。)及 び当該項目を適切に審査するために必要 な事項 2 引受審査部門が引受推進部門及び引 受部門から独立した審査意見の形成を行 うために必要な事項(前条第2項の場合に は、引受審査業務を遂行する担当者が引受 推進業務及び引受業務に携わる者から独 立した審査意見の形成を行うために必要 な事項) 3 適切な引受判断を行うために必要な 事項 **2** 引受会員は、前項第1号に規定する引受 審査項目を審査するための手順に関する社 内マニュアルを定めなければならない。 3 引受会員は、引受けを行った場合には、 次の各号に掲げる記録を作成し、5年間これ を保存しなければならない。 <u>1 引受審査において収集した資料及び</u> 情報(引受判断に影響を及ぼすと認められ るものに限る。) 並びに当該資料及び情報 <u>に対する分析及び評価の内容に係る記録</u> 2 引受判断の基となった資料及び情報 並びに当該引受判断の形成過程に係る記 4 引受会員は、第1項及び第2項に規定す る社内規則及び社内マニュアルについて、適 宜その内容を充実させるものとする。 5 引受会員は、第1項及び第2項に規定す る社内規則及び社内マニュアルを本協会に 提出するものとする。 (検査又は監査の実施) 第 8 条 引受会員は、次に掲げる事項につ (新 設)

いて、定期的に検査又は監査を行うものとす

<u>が遵守されていること。</u>

1 前条第1項に基づき定める社内規則

2 前条第2項に基づき定める社内マニ

<u>る。</u>

ュアルが適正に運用されていること。

#### 第3節 適切な引受審査の実施

## (適切な引受審査)

第9条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、募集又は売出しが資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、引受審査部門(第6条第2項の場合には、当該引受審査案件に係る引受審査業務を遂行する担当者)において、第13条から第16条までに規定する引受審査項目について厳正に引受審査を行わなければならない。

1~8 (削る)

2 主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、原則として、次に掲げる資料(優先出資証券及び不動産投資信託証券並びに外国法人の発行する証券又は証書で株券等又は社債券の性質を有するものの引受審査を行うに当たっては、これに相当する資料をいう。以下「引受審査資料」という。)を「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則(以下「細則」という。)に定めるところにより、発行者から受領するものとする。

- 1 定款
- 2 計算書類及び事業報告並びにこれら の附属明細書
- 3 税務申告書(修正申告書及び更正通知 書を含む。)

(新 設)

#### (引受けの審査等)

第3条 会員は、引受けを行うに当たっては、当該発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、当該発行又は売出しが資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、次の各号(売出しの引受けを行うに当たっては、第3号及び第6号を除く。)に掲げる事項について厳正に審査、確認するとともに、必要に応じて、当該発行者の財政状態等及びその監査の状況について当該発行者の公認会計士又は監査法人から聴取する等引受証券会社としての総合的な判断と責任のもとに行わなければならない。

- 1 財政状態及び経営成績
- 2 調達する資金の使途及びその効果( 売出しの引受けの場合は当該売出しの目的)
- 3 <u>剰余金の配当の状況及び剰余金の配</u> 当に関する考え方
- 4 株券等の発行数量及び発行額(売出し の引受けの場合は売出数量及び売出額)
- 5 株券等の流動性及び収益性
- 6 過去に発行された株券等の状況
- 7 株価等の動向
- 8 その他会員が必要と認める事項

(新 設)

新	IΒ
4 証取法第25条第1項各号に規定する	
書類(直近の財務情報が記載されている	
<u>ものに限る。)</u>	
<u>5</u> <u>その他細則で定める資料</u>	, tr +0.
3 主幹事会員は、第13条から第16条までに 担党する引展家本項目を家本するため、引	(新 設)
規定する引受審査項目を審査するため、引 受審査資料に記載されている事項の内容	
を確認する場合には、発行者に対し、当該	
確認すべき内容を書面により送付し、その	
回答を書面により受領するよう努め、必要	
に応じて当該発行者との間で面談を行う	
<u>ものとする。</u>	
4 主幹事会員は、前項の場合において、当	(新 設)
<u>該発行者の財務情報の内容が適切である</u>	
かを確認する際には、必要に応じて監査人	
<u>から聴取を行うものとする。</u>	
<u>5</u> 主幹事会員は、引受審査を行う場合に	(新 設)
は、当該引受審査の対象となる有価証券の	
募集又は売出しに係る有価証券届出書等	
<u>(有価証券届出書及び売出しに係る目論</u> 見書をいう。以下同じ。)に記載される財	
発音をいう。以下回り。)に記載される別 務情報の正確性、当該財務情報の事後の変	
動に係る調査等を行うため、監査人からコ	
ンフォートレターを受領するものとする。	
6 主幹事会員は、引受審査を行うに当たっ	2 引受幹事会社となる会員は、引受審査業
ては、引受審査業務の重要性に鑑み、証券	
アナリストの調査結果の活用に努めなけ	結果の活用 <u>を図るとともに、引受審査機能</u>
ればならない。	の向上及び引受審査体制の組織的独立性
	<u>の確保</u> に努めなければならない。
(主幹事会員と他の引受会員の連携)	
第 10 条 主幹事会員は、他の引受会員に対	(新 設)
し、十分な期間前に引受審査のために必要	,
な資料及び情報を細則で定めるところに	
より提供する等して、当該他の引受会員の	
引受審査に可能な限り協力するものとす	
<u> </u>	
2 他の引受会員は、前項の規定に基づき取	
得する情報以外に、引受審査の充実の観点	
からさらに必要な情報があると認めた場合には、直接発行者に対して確認を行るこ	
合には、直接発行者に対して確認を行うことにより十分な引受審査を行うものとす	
<u>こにより「カな引支番目を11プものとす</u> <u>る。</u>	
<u> </u>	
(主幹事会員の交代等があった場合の対応)	
第 11 条 主幹事会員は、引受審査を行うに	(新 設)
当たって、事前に当該引受審査案件につき	

,	
新	旧
発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代、選任していた又は選任を予定していた監査人の交代又は上場申請を予定していた証券取引所の変更が行われた事実を知ったときは、当該発行者に対して、当該交代又は変更の理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。	
(引受審査終了後の対応) 第 12 条 会員は、自らが主幹事会員として引受けを行った有価証券の発行者が新規公開直後に重要な事実を公表した場合、当該発行者に対し、当該事実が新規公開前に発生していたのか否か、引受審査の過程における当該発行者からの説明に不実はなかったのかを確認し、新規公開時の有価証券届出書等における開示が適切であったかを検証するものとする。 2 前項の規定において、有価証券届出書等における開示と引受審査の際の当該発行者の業務状況等との間に重大な差異があったことが判明した場合には、当該会員は、当該発行者に対して、その原因を投資者に十分説明するよう申し入れるものとする。	(新設)
第4節 引受審查項目等	(新 設)
(新規公開における引受審査項目) 第 13 条 引受会員は、新規公開において行う株券、優先出資証券又は不動産投資信託証券(投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。  1 株券及び優先出資証券 イ 公開適格性 ロ 企業経営の健全性及び独立性 ハ 事業継続体制 ニ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況 ホ 財政状態及び経営成績 へ 業績の見通し	(新 設)

新 旧 ト 調達する資金の使途(売出しの場合 は当該売出しの目的) チ 企業内容等の適正な開示 リ その他会員が必要と認める事項 2 不動産投資信託証券 イ 公開適格性 口 資産運用の健全性 ハ コーポレート・ガバナンス及び内部 管理体制の状況 二 組入予定物件の投資方針との適合 状況 ホ 投資法人及び物件の収益見通し へ 適正な開示 ト その他会員が必要と認める事項 2 前項に規定する引受審査項目の細目に ついては、細則をもって定める。 <u>(上場発行者による公募増資等における引</u> 受審查項目) 第 14 条 引受会員は、上場発行者が発行す (新 設) <u>る株券等の募集又は売出しに際して引受</u> けを行う場合には、次の各号に掲げる有価 証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ 各号に掲げる引受審査項目について厳正 な審査を行わなければならない。 1 株券、新株予約権証券及び優先出資証 券 <u>イ</u> 適格性 ロ 財政状態及び経営成績 八 業績の見通し <u> 調達する資金の使途及びその効果</u> (売出しの場合は当該売出しの目的) ホー株価等の動向 へ 企業内容等の適切な開示 <u>ト</u> その他会員が必要と認める事項 2 新株予約権付社債券 前号及び次条第1項第1号に掲げる項 3 不動産投資信託証券 <u>イ</u> 適格性 ロ 組入予定物件の投資方針との適合 八 投資法人及び物件の収益見通し 二 適正な開示及び調達する資金の使 途 ホ 価格等の動向 へ その他会員が必要と認める事項

新	IΒ
2 前項に規定する引受審査項目の細目に	
<u>ついては、細則をもって定める。</u>	
   (社債券の引受審査項目)	
第 15 条 引受会員は、社債券の募集又は売	(新 設)
出しに際して引受けを行う場合には、少な	
くとも次の各号に掲げる引受審査項目に	
ついて厳正な審査を行わなければならな	
<u>い。</u> 1	
1 財政状態及びキャッシュフロー 2 調達する資金の使途	
3 企業内容等の適切な開示	
4 その他会員が必要と認める事項	
2 他の引受会員は、社債券の発行登録(証	
取法第23条の3第1項の規定による登録	
をいう。以下同じ。) による募集又は売出	
しに際して引受けを行う場合であって、次	
の各号に掲げる要件のいずれかに該当す	
るときは、第9条第1項及び前項の規定に かかわらず、自らの判断と責任において必	
要と認められる項目の審査を行うものと	
する。	
1 各社債の金額が1億円以上であるこ	
2 社債の総額を各社債の金額の最低額	
で除して得た数が50を下回ること。	
3 第1項に規定する引受審査項目の細目	
<u>については、細則をもって定める。</u>	
(十分な引受審査)	
第 16 条 引受会員は、第13条から第15条ま	(新 設)
でに定めのない有価証券の引受けを行う	
場合においても、本規則の趣旨を尊重し、	
必要と認められる引受審査項目について	
<u>十分な審査を行わなければならない。</u>	
第3章 発行者に対する確認及び開示要請	(新 設)
	   (過去に発行された株券等の状況)
(削 る)	第 4 条 会員は、株券の募集を行おうとす
	<u>る発行者の一定期間の株価が前回の株券</u>
	の募集の発行価格を著しく下回り、かつ、
	利益が前回の株券の募集時の計画を著し

合には、新たに行おうとする株券の募集に

新	旧
	の期間を置くよう、当該発行者に要請しな
	<u>ければならない。</u>
	2 前項に規定する一定期間の株価及び前
	回の株券の募集の取扱いについては、「有
	価証券の引受け等に関する規則」に関する
	細則(以下「細則」という。)をもって定
	<u> </u>
	3 前2項の規定は、新株予約権証券につい
	て準用する。この場合において、「株券」
	とあるのは「新株予約権証券」と、「発行
	価格」とあるのは「行使価額」とそれぞれ
	読み替えるものとする。
	4 第1項及び第2項の規定は、優先出資証
	券について準用する。この場合において、 「###」にあるのは「原生出答話#」と
	「株券」とあるのは「優先出資証券」と、
	「株価」とあるのは「優先出資価格」とそ
	れぞれ読み替えるものとする。 5 第1項及び第2項の規定は、不動産投資
	信託証券について準用する。この場合にお
	いて、「株券」とあるのは「不動産投資信
	託証券」と、「株価」とあるのは「不動産
	投資信託証券の価格」とそれぞれ読み替え
	るものとする。
	6 会員は、引受けを行うに当たっては、発
	一 行者に対し、次の各号に掲げる事項につい
	て、細則で定める発表資料(以下「発表資
	料」という。) において公表するよう要請
	<u>しなければならない。</u>
	1 過去の株価、株価収益率及び株主資本
	利益率の推移(優先出資証券又は不動産
	投資信託証券の引受けの場合はこれら
	に相当するもの )並びに過去に行った株
	<u>券等の募集の時期及びその内容</u>
	2 過去に発行された新株予約権及び新
	株予約権付社債による1株当たり指標
	の希薄化情報及び今回の新株予約権及び等性を対象の対象を
	び新株予約権付社債を発行した後の潜
	在株式の状況
	<u>3</u> 前号に規定する 1 株当たり指標の希

## (資金使途の確認及び公表)

受けを行うに当たっては、当該募集に係る 具体的な資金の使途及びその効果を確認 するため、当該発行者の資金繰り状況等に

## (資金使途の確認及び公表)

第 17 条 主幹事会員は、<u>株券等の募集の</u>引 第 5 条 会員は、引受けを行うに当たって は、当該発行に係る具体的な資金の使途及 びその効果を確認するため、当該発行者の 資金繰り状況等について報告を求めると

薄化情報及び潜在株式の状況の取扱い については、細則をもって定める。

ついて報告を求めるとともに、当該発行者に対し調達する資金の使途等について、次の各号に掲げる事項を<u>細則で定める発表資料(以下「発表資料」という。</u>において公表するよう要請しなければならない。1~2 (現行どおり)

- 2 主幹事会員は、前項に規定する資金の使途がM&A(企業買収、資本提携等をいう。以下同じ。)である場合には、当該M&Aの実現可能性及び実現がなされなかった場合の合理的な代替使途について、当該M&Aを予定している分野、規模及び時期等から確認するとともに、同項第1号に掲げる調達資金の使途の具体的な内容等として、次の各号に掲げる事項について当該発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならない。
  - 1 M&Aの実施に伴う将来の事業構想 M&Aを予定している分野、規模等可 能な範囲において具体的な表示
  - 2 資金充当の期限及びM&Aに資金が 充当されなかった場合の代替使途 原則として1年以内の期限並びに代 替使途の具体的な内容及び金額の表示
- 3 主幹事会員は、株券等の募集の引受けを 行うに当たっては、当該募集に係る払込日 の前5年以内の直前に行われた株券等の 募集に係る調達資金の使途状況について、 前2項に掲げる項目ごとに確認すること とし、その使途状況に変更がある場合は、 その変更の内容について当該発行者に対 し発表資料において公表するよう要請し なければならない。
- 4 主幹事会員は、株券等の募集を行おうとする発行者の前回の株券等の募集による調達資金について、その資金使途に著しい変更があり、かつ、その変更理由が合理的でないと認められる場合には、新たに行おうとする株券等の募集について、前回行われた株券等の募集から相当の期間を置くよう、当該発行者に要請しなければならない。
- 5 主幹事会員は、発行者に対し、第1項及び第2項に規定する調達資金の使途の変更又は充当がある場合は、その状況について細則で定めるところにより公表するよう要請しなければならない。

旧

ともに、当該発行者に対し調達する資金の 使途等について、次の各号に掲げる事項を <u>発表資料</u>において公表するよう要請しな ければならない。

1~2 (省 略) (新 設)

- 2 会員は、引受けを行うに当たっては、当該発行の直前に行われた株券等の募集に係る調達資金の使途状況について、前項に掲げる項目ごとに確認することとし、その使途状況に変更がある場合は、その変更の内容について当該発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならない。
- 3 会員は、株券等の募集を行おうとする発行者の前回の株券等の募集による調達資金について、その資金使途に著しい変更があり、かつ、その変更理由が合理的でないと認められる場合には、新たに行おうとする株券等の募集について、前回行われた株券等の募集から相当の期間を置くよう、当該発行者に要請しなければならない。
- 4 第2項に規定する使途状況に変更がある場合の取扱いについては、細則をもって 定める。

旧

## (株主等への剰余金の配当状況の公表)

第 18 条 主幹事会員は、株券等の引受けを 行うに当たっては、発行者がその株主、出 資者、受益者又は投資主(以下「株主等」 という。) への適切な剰余金の配当を行っ ているかを確認するとともに、当該発行者 に対し、株主等への剰余金の配当の状況及 び剰余金の配当を決定するに当たっての 基本的な考え方等の配当政策又は分配方 針を発表資料において公表するよう要請 しなければならない。

#### (株価推移等の公表)

- 第 19 条 主幹事会員は、株券等の引受けを 行うに当たっては、発行者に対し、次の各 号に掲げる事項について、発表資料におい <u>て公表するよう要請しなければならない。</u>
  - 1 過去の株価、株価収益率及び株主資本 利益率の推移(優先出資証券又は不動産 <u>投資信託証券の引受けの場合はこれら</u> に相当するもの)並びに過去に行った株 券等の募集の時期及びその内容
  - 2 過去に発行された新株予約権証券、新 株予約権付社債券、取得請求権付株券等 による 1 株当たり指標の希薄化情報並 びに今回の新株予約権証券、新株予約権 付社債券、取得請求権付株券等を発行し た後の潜在株式の状況
- 2 前項第2号に規定する1株当たり指標 の希薄化情報及び潜在株式の状況の取扱 いについては、細則をもって定める。

#### (有価証券届出書等への記載の要請)

第 20 条 主幹事会員は、株券等の引受けを 行うに当たっては、当該発行者に対し、第 17条第1項及び第2項、第18条並びに第19 条に掲げる内容を可能な範囲内において、 有価証券届出書(発行登録追補書類を含 む。) に記載するよう要請しなければなら ない。

#### 第4章 公正な価格決定及び配分

#### (ブックビルディングによる価格の決定)

<u>第 21 条 引受会員は、株券等の</u>引受けを行 | <u>第 7 条の2</u> 会員は、引受けを行うに当た

#### (株主等への剰余金の配当状況の公表)

第 6 条 会員は、引受けを行うに当たって は、当該発行者がその株主、出資者、受益 者又は投資主(以下「株主等」という。) への適切な剰余金の配当を行っているか を確認するとともに、当該発行者に対し、 株主等への剰余金の配当の状況及び剰余 金の配当を決定するに当たっての基本的 な考え方等の配当政策又は分配方針を発 表資料において公表するよう要請しなけ ればならない。

> (新 設)

#### (有価証券届出書等への記載の要請)

**第 7 条** 会員は、引受けを行うに当たって は、当該発行者に対し、第4条第6項、第 5条第1項及び第6条に掲げる内容を可 能な範囲内において、有価証券届出書(発 行登録追補書類を含む。) に記載するよう 要請しなければならない。

> (新 設)

#### (ブックビルディングによる価格の決定)

うに当たり、ブックビルディング(投資者 ) り、ブックビルディング(投資者の需要状

の需要状況の調査)により当該募集又は売出しに係る株券等の価格等の条件を決定する場合、当該ブックビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、<u>払込日</u>までの期間に係る相場の変動リスク等を総合的に勘案して発行者又は<u>売出人</u>と協議するものとする。

2 (現行どおり)

## (オーバーアロットメント)

- 第 22 条 株券等の募集又は売出しに際して、引受会員が行うオーバーアロットメントの合計数量は、当該募集又は売出しの本邦内における予定数量の15%を限度とする。なお、募集及び売出しを同時に行う場合における当該合計数量は、当該募集及び売出しの本邦内における予定数量の合計の15%を限度とする。
- 2 オーバーアロットメントを行う<u>引受会員</u>が付与を受けるグリーンシューオプションの数量は、<u>当該引受会員</u>が行う予定のオーバーアロットメントの数量と同じとする。ただし、<u>株券等の</u>募集又は売出しの結果、実際に<u>当該引受会員</u>が行うオーバーアロットメントの数量が当初予定していた数量に満たない場合、グリーンシューオプションの数量を減少させることを要しない。この場合、行使できるグリーンシューオプションの数量は実際に<u>当該引受会員</u>が行うオーバーアロットメントの数量を上限とする。
- 3 前項のオーバーアロットメントを行う <u>引受会員</u>が付与を受けるグリーンシュー オプションの行使期間及び当該<u>引受会員</u> が行うシンジケートカバー取引の実施期 間は、当該<u>株券等の</u>募集又は売出しの申込 期間の終了する日の翌日から最長30日間 とする。

IΗ

況の調査)により当該募集又は売出しに係る株券等の価格等の条件を決定する場合、 当該ブックビルディングにより把握した 投資者の需要状況に基づき、発行日又は当 該売出しに係る株券等の受渡期日までの 期間に係る相場の変動リスク等を総合的 に勘案して発行者又は<u>当該売出しに係る</u> 株券等の所有者と協議するものとする。

2 (省略)

## (オーバーアロットメント)

- 第 7 条の3 募集又は売出しに際して、会員が行うオーバーアロットメント(会員が、当該募集又は売出しに係る株券等について、当該募集又は売出しの予定数量のほかに同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。以下同じ。)の合計数量は、当該募集又は売出しの本邦内における予定数量の15%を限度とする。なお、募集及び売出しを同時に行う場合における当該合計数量は、当該募集及び売出しの本邦内における予定数量の合計の15%を限度とする。
- 2 オーバーアロットメントを行う会員が 付与を受けるグリーンシューオプション(会 員が元引受契約の締結に当たり付与を受け <u>る、当該募集又は売出しに係る株券等と同一</u> <u>銘柄の株券等を当該株券等の発行者又は保</u> 有者より取得することができる権利をいう。 以下同じ。) の数量は、<u>当該会員</u>が行う予定 のオーバーアロットメントの数量と同じと する。ただし、募集又は売出しの結果、実際 に会員が行うオーバーアロットメントの数 量が当初予定していた数量に満たない場合、 グリーンシューオプションの数量を減少さ せることを要しない。この場合、行使できる グリーンシューオプションの数量は実際に 会員が行うオーバーアロットメントの数量 を上限とする。
- 3 前項のオーバーアロットメントを行う会員が付与を受けるグリーンシューオプションの行使期間及び当該会員が行うシンジケートカバー取引(オーバーアロットメントを行った会員が、当該募集又は売出しの申込期間が終了した後に、当該オーバーアロットメントにより生じたショートポジションの数量を減少させるために行

4 新規公開に際して行う株券等の募集又は売出しにおいては、当該新規公開の日の前日まではグリーンシューオプションの行使及びシンジケートカバー取引を行うことができない。

## (円滑な消化の促進)

第 23 条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案し、必要に応じ、引受団又は販売団を随時編成する等円滑な消化に努めなければならない。

#### (配分の公平化)

- 第 24 条 引受会員が株券等の引受けを行う場合又は協会員が株券等の募集若しくは売出しの取扱いを行う場合、当該協会員は個人投資家等への広く公平な消化を促進し、公正を旨とした配分を行うよう努めなければならない。
- 2 (現行どおり)
- 3 引受会員は、株券、新株予約権証券、新 株予約権付社債券又は優先出資証券の募 集又は売出しの引受けを行うに当たって は、次の各号に掲げる場合を除き、発行者 が指定する販売先への売付け(いわゆる親 引け。販売先を示唆する等実質的に類じ。 引け。販売先を示唆する等実質的に類じ。 る行為を含む。以下次項において同じ。 を行ってはならない。なお、発行者が指定 する販売先への売付けを行う場合は、当該 売付けの対象者、当該対象者への売付けが 当該対象者に対する売付け数量その他 当該対象者に対する売付け数量その他 当該対象者に対する売付け数量その他 当該対象者に対する売付け数量との他 当該対象者に対する売付け数量との他 当該対象者に対する売付け数量との 当該対象者に対する元付け数量との 当該対象者に対する元付ける
  - 1 連結関係又は持分法適用関係にある 支配株主がその<u>関係</u>を維持するために 必要な場合(優先出資証券の引受けを行 うに当たっては、これに相当する場合)

う当該会員の計算による当該募集又は売出対象有価証券の買付けをいう。以下同じ。)の実施期間は、当該募集又は売出しの申込期間の終了する日の翌日から最長30日間とする。

4 証券取引所への上場(国内の他の証券取引所に既に上場されている銘柄の上場を除く。以下この項並びに第14条第1号及び第2号において「新規公開」という。)に際して行う募集又は売出しにおいては、当該新規公開の日の前日まではグリーンシューオプションの行使及びシンジケートカバー取引を行うことができない。

#### (円滑な消化の促進)

第8条 会員は、引受けを行うに当たっては、市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案し、必要に応じ、引受団又は販売団を随時編成する等円滑な消化に努めなければならない。

#### (配分の公平化)

- 第 9 条 会員が引受けを行う場合又は協会員が募集若しくは売出しの取扱いを行う場合、当該協会員は個人投資家等への広く公平な消化を促進し、公正を旨とした配分を行うよう努めなければならない。
- 2 (省略)
- 3 会員は、株券、新株予約権証券、新株予 約権付社債券又は優先出資証券の募集又 は売出しの引受けを行うに当たっては、次 の各号に掲げる場合を除き、発行者が指定 する販売先への売付け(いわゆる親引け。 販売先を示唆する等実質的に類似する行 為を含む。以下次項において同じ。)を行 ってはならない。なお、発行者が指定する 販売先への売付けを行う場合は、当該売付 けの対象者、当該対象者への売付けが次の 各号のいずれかに該当する理由及び当該 対象者に対する売付け数量その他細則で 定める事項を発行者が発表資料で公表し なければならない。
- 1 連結関係又は持分法適用関係にある 支配株主がその<u>持株比率</u>を維持するために必要な場合(優先出資証券の引受け を行うに当たっては、これに相当する場

- 2 企業グループ全体での持株比率を維持するために必要な場合(当該企業グループの具体的な範囲及び持株比率並びに企業グループ各社間における出資、人事、資金、技術、取引等の関係を発行者が発表資料で公表した場合に限る。)(優先出資証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合)
- 3 業務提携の関係にある株主がその持株比率を維持するため又は当該関係を形成しようとする者が一定の株式を保有するために必要な場合(当該業務提携及びそのために株式を保有しなければならない旨が契約書等(締結することが確実となっているものを含む)により確認できる場合に限る。(優先出資証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合)

4 (現行どおり)

- 5 発行者(連結子会社又は持分法適用会 社を含む。) の取締役(委員会設置会社 の場合には執行役を含み、相談役、顧問 その他いかなる名称を有する者である かを問わず、会社に対し法律上又は契約 上影響力を及ぼし得る権限又は責任を 有するものと認められる者を含む。以下 同じ。)、会計参与(会計参与が法人であ るときは、その職務を行うべき社員を含 む。)、監査役又は従業員若しくはその予 定者に報酬、給与又は賞与として新株予 約権を配分する場合(新株予約権の譲渡 価額に相当する金額を予め又は同時に 支給したうえで新株予約権を譲渡する とき及び新株予約権の譲渡による払込 金が信託口座等に預託され新株予約権 の行使が行えない場合には当該払込金 に金利を付して返済することが契約等 で保証されているとき等を含む。)
- 4 引受会員は、不動産投資信託証券の募集 又は売出しの引受けを行うに当たっては、 次の各号に掲げる者に対して割り当てる 場合(その事実を発表資料で公表した場合 に限る。)を除き、発行者が指定する販売 先への売付けを行ってはならない。
  - 1 (現行どおり)
  - 2 前号に掲げる者の株主(次号に掲げる

合) (新 設)

2 業務提携の関係にある株主がその持株比率を維持するために必要な場合(当該業務提携及びそのために持株比率を維持しなければならない旨が契約書等(締結することが確実となっているものを含む)により確認できる場合に限る。(優先出資証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合)

3 (省略)

- 4 発行者(連結子会社又は持分法適用会 社を含む。)の取締役(相談役、顧問そ の他いかなる名称を有する者であるか を問わず、会社に対し法律上又は契約上 影響力を及ぼし得る権限又は責任を有 するものと認められる者を含む。以下同 じ。)、会計参与(会計参与が法人である ときは、その職務を行うべき社員を含 む。)、監査役又は従業員若しくはその予 定者に報酬、給与又は賞与として新株予 約権を配分する場合(新株予約権の譲渡 価額に相当する金額を予め又は同時に 支給したうえで新株予約権を譲渡する とき及び新株予約権の譲渡による払込 金が信託口座等に預託され新株予約権 の行使が行えない場合には当該払込金 に金利を付して返済することが契約等 で保証されているとき等を含む。)
- 4 会員は、不動産投資信託証券の募集又は 売出しの引受けを行うに当たっては、次の 各号に掲げる者に対して割り当てる場合 (その事実を発表資料で公表した場合に 限る。)を除き、発行者が指定する販売先 への売付けを行ってはならない。
  - 1 (省 略)
  - 2 前号に掲げる者の株主

## 者を除く。)

- 3 第1号に掲げる者の親会社等(一の会社の親会社及び一の会社が他の会社の 関連会社である場合における当該他の 会社をいう。)及び当該親会社等の親会 社等
- 4 当該不動産投資信託証券に係る委託者指図型投資信託の投資信託財産(投資信託法第14条第1項に規定するものをいう。)又は投資法人の資産として不動産等を当該委託者指図型投資信託又は当該投資法人に対して譲渡した者又は譲渡することに合意している者
- 5 前号に掲げる者が「財務諸表等の用 語、様式及び作成方法に関する規則」第 8条第7項に規定する特別目的会社(当 該特別目的会社に出資している特別目的 会社を含む。)である場合には、それに出 資している者
- 6 第4号に掲げる者が「資産の流動化に 関する法律」第2条第13項に規定する特 定目的信託である場合には、その受益証 券の権利者
- **5** 第1項から<u>第4項</u>までの規定の取扱い については、細則をもって定める。

## (引受けを伴わない行為が並行する場合の 取扱い)

- 第 25 条 引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して、会員による引受けを伴わずに当該株券等と同一の銘柄の株券等(以下この条において「当該同一の銘柄の株券等」という。)の募集、私募、売出し又は売出しに該当しない自己株式の処分が行われる場合(グリーンシューオプションに係るものであるときを除く。)当該引受会員は当該株券等の発行者に対し、当該同一の銘柄の株券等の割当先を前条第3項各号又は第4項各号の範囲に限定するよう要請しなければならない。
- 2 前項の場合、<u>第9条から第14条まで、第16条及び第17条から第20条まで</u>の規定には、会員による引受けを伴わない<u>当該同の銘柄の</u>株券等の募集、私募<u>及び自己株式</u>の処分に係るものを含むものとする。

#### 第5章 雑 則

(新 設)

3 当該不動産投資信託証券に係る委託 者指図型投資信託の投資信託財産(投資 信託法第14条第1項に規定するものを いう。)又は投資法人の資産として<u>不動</u> 産関連資産を当該委託者指図型投資信 託又は当該投資法人に対して譲渡した 者又は譲渡することに合意している者 (新 設)

(新 設)

**5** 第1項から<u>第3項</u>までの規定の取扱い については、細則をもって定める。

## (引受けを伴わない行為が並行する場合の 取扱い)

- 第 9 条の2 会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して、発行会社が会員による引受けを伴わずに株券等の募集、私募又は売出し(発行会社以外の者によるものを含む。)を行う場合(グリーンシューオプションに係るものであるときを除く。)引受けを行おうとする会員は発行会社に対し、割当先を前条第3項各号又は第4項各号の範囲に限定するよう要請しなければならない。
- 2 前項の場合、<u>第3条から第7条</u>の規定に は、会員による引受けを伴わない株券等の 募集、私募、売出し(発行会社によるもの に限る。)に係るものを含むものとする。

(新 設)

#### (引受けの報告等)

第 26 条 引受会員は、株券等の引受けの状況について、細則で定めるところにより本協会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、<u>引受会員が2社以上あるときは、代表する1社(以下「代表証券会社」という。</u>がこれを行うことができる。

(削る)

## (この規則によらない引受け)

第27条 引受会員は、当該引受けについて やむを得ない特別の事由が存在し、この規 則の定めによることが困難であると認め る場合においてこれを行おうとするとき には、あらかじめ本協会に対し書面により その旨を届出、協議を行うとともに、投資 者に十分説明するものとする。

#### (海外発行についての準用)

第 28 条 (現行どおり)

- 2 会員は、前項の場合において、当該会員 の海外関連会社(会員(外国証券会社であ る会員を除く。)にあっては、証券会社の 自己資本規制に関する内閣府令(以下「自 己資本府令」という。)第1条第2項に定 める関係会社である外国法人をいい、外国 証券会社にあっては、外国証券業者に関す る内閣府令第38条において準用する自己 資本府令第1条第2項に定める関係会社 である外国法人をいう。)による引受けを 斡旋する場合には、当該関連会社に対し、 この規則の趣旨に基づく適切な審査が行 われるよう要請を行うか、又は必要に応じ て当該会員が代行して適切な審査を行う ものとする。
- **3** 第1項の場合における第20条の規定の 取扱いについては、細則をもって定める。

#### (引受けの報告等)

- **第 10 条** 会員は、引受けの状況について、 細則で定めるところにより本協会に報告 しなければならない。
- 2 前項の報告は、<u>引受けを行おうとする会員が2社以上あるときは、代表する1社</u> (以下「代表証券会社」という。)がこれ を行うことができる。

## (引受審査に関する基準)

第 11 条 会員は、本規則に定めるところに より、引受業務の適正化を図るため、第3 条第1項各号に掲げる項目の審査、確認の 手続き並びに株券等の募集及び売出しの 引受審査に関する基準等を社内規則とし て定めなければならない。

#### (この規則によらない引受け)

第12条 会員は、当該引受けについてやむを得ない特別の事由が存在し、この規則の定めによることが困難であると認める場合においてこれを行おうとするときには、あらかじめ本協会に対し書面によりその旨を届出、協議を行うとともに、投資者に十分説明するものとする。

#### (海外発行についての準用)

**第 13 条** (省 略)

(新 設)

2 <u>前項の規定に基づき第7条を準用する</u> 場合の取扱いについては、細則をもって 定める。 

#### (この規則の一部の適用除外)

- 第 29 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。
  - 1 新規公開に際して行う株券の募集 第17条第1項第2号、同条第3項及び 第4項、第19条、第21条並びに第24条 第3項第5号
  - 3 新規公開に際して行う優先出資証券 又は不動産投資信託証券の募集 第17条第1項第2号、同条第3項及び

<u>第17条第 1 項第 2 号、同条第 3 項及び</u> 第 4 項、第19条並びに第21条

3 「店頭有価証券に関する規則」(公正 慣習規則第1号)第2条第4号に規定す る店頭取扱有価証券の発行者が行う株 券等の募集

第 17 条第 3 項から第 5 項まで、第 18 条、第 19 条、第 21 条並びに第 24 条 第 3 項及び第 4 項

4 株主割当増資における失権株にかか る株券の募集

第 17 条、第 19 条及び第 21 条

5 第1号及び第3号に規定する株券等 の募集以外で払込金額の総額が1億円 に満たない株券等の募集

第 13 条から第 19 条まで

6 第2号に規定する優先出資証券及び不動産投資信託証券の募集並びに第3号及び第5号に規定する株券等の募集以外の優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集

第19条第1項第2号及び第2項

7 売 出 し 第 17 条から第 20 条まで

付 則

この改正は、平成19年7月1日から施行し、第2章第2節から第4節までの規定は、同日以後に開始する引受審査から適用する。

#### (この規則の一部の適用除外)

- **第 14 条** 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。
  - 1 新規公開に際して行う株券の募集第4条、第5条第1項第2号、同条第2項及び第3項、第7条の2並びに第9条第3項第4号
  - 2 新規公開に際して行う優先出資証券 又は不動産投資信託証券の募集 第4条 第5条第1項第2号 同条第

第4条、第5条第1項第2号、同条第 2項及び第3項並びに第7条の2

3 「店頭有価証券に関する規則」(公正 慣習規則第1号)第2条第4号に規定す る店頭取扱有価証券の発行者が行う株 券等の募集

第4条、第5条第2項から第4項、第 6条、第7条の2並びに第9条第3項 及び第4項

4 株主割当増資における失権株にかか る株券の募集

第4条、第5条及び第7条の2

5 第1号及び第3号に規定する株券等 の募集以外で払込金額の総額が1億円 に満たない株券等の募集

第4条から第6条

6 <u>第1号</u>に規定する優先出資証券<u>の募</u> 集及び第2号に規定する不動産投資信 託証券の募集並びに第3号及び第5号 に規定する株券等の募集以外の優先出 資証券又は不動産投資信託証券の募集

第4条第6項第2号及び第3号

7 売 出 し 第4条から第7条及び第13条第2項

## 「「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則」の一部改正について

平成 19 年 5 月 29 日 (下線部分変更)

·	 		(下級即刀及丈)
新		旧	
<b>(目 的)</b> 第 <b>1</b> 条 (現行どおり)	 的) 条	(省	略)
(引受審査資料の受領の取扱い) 第2条 規則第9条第2項柱書に規定す る主幹事会員の引受審査資料の受領の取 扱いは、次に掲げるところにより行うもの		(新	設)
とする。1新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、引受審査を行うために十分な期間前までに受領すること。			
2 上場発行者が発行する有価証券の募集若しくは売出し又は上場発行者以外の者が発行する社債券の募集若しくは売出しに際して引受けを行う場合には、			
原則として、発行決議日の17営業日前 (上場発行者の社債券の発行登録を行 う場合には発行登録効力発生予定日の 14営業日前)までに受領すること。			
(引受審査に係る個別資料) 第 3 条 規則第9条第2項第5号に規定 する細則で定める資料は、次に掲げるもの とする。		(新	設)
1     調達資金使途       2     予想貸借対照表及び予想キャッシュ       フロー表       3     会社の概要(業界に占める地位及びシ			
エアー、業界の動向、事業の概況、事業内容の変更等をいう。)4営業の状況と利益計画5経理の状況(販売先一覧表、仕入先一			
覧表、月次受注高及び売上高表並びに関係会社一覧表等をいう。) 6 最近の財政状態及び経営成績(最近の財政状態、偶発債務一覧表、最近の経営			
成績、重要な後発事象、最近の受注高並びに受注残高及び売上高等をいう。) 7 事業等のリスクに関する検討事項8 その他会員が必要と認める資料			

新	旧
(主幹事会員の他の引受会員への協力の取	
<u>扱い)</u>	. τ
第4条 規則第10条第1項に規定する主	(新 設)
幹事会員の他の引受会員への協力の取扱	
いは、原則として、次に掲げるところによ	
り行うものとする。 1 新規公開において行う募集又は売出	
しに際して引受けを行う場合には、第3	
条に掲げる資料を、発行決議日の15営業	
日前までに他の引受会員に対して送付	
すること。	
2 上場発行者が発行する有価証券の募	
集若しくは売出し又は上場発行者以外	
の者が発行する社債券の募集若しくは	
売出しに際して引受けを行う場合には、	
第3条に掲げる資料を、遅くとも発行決	
議日までに他の引受会員に対して送付	
すること。	
3 前各号の場合において、規則第9条第	
<u>2 項第 1 号から第 4 号までに規定する</u>	
資料に関して他の引受会員が行う引受	
審査に必要不可欠であると認められる	
情報があるときは、当該情報を、適切な	
時期に当該他の引受会員に対して提供	
<u>すること。</u>	
(新規公開における引受審査項目の細目)	
第 5 条 規則第13条第2項に規定する株	(新 設)
券及び優先出資証券の新規公開において	
行う募集又は売出しに際して引受けを行	
う場合における引受審査項目の細目は、そ	
れぞれ各号に掲げるとおりとする。	
<u>1</u> 公開適格性	
<u>イ</u> 事業の適法性及び社会性	
口 会社の経営理念及び経営者の法令	
遵守やリスク管理等に対する意識	
八 反社会的勢力との関係の有無及び	
排除への仕組み	
<u>ニ</u> <u>上場するに当たっての市場の利用目</u>	
的の健全性	
2 企業経営の健全性及び独立性	
イ 関連当事者 (証券取引所が定める上	
場前の公募又は売出し等に関する規則	
にて規定する人的関係会社を含む。)と	
の取引の必要性、取引条件の妥当性	
<u>ロ</u> 親会社等(法人の親会社及び法人が	

他の法人の関連会社である場合における当該他の法人をいう。以下同じ。)からの独立性

- <u>ハ</u> 関係会社への出資構成及び当該出資 先の管理状況
- 3 事業継続体制
  - イ 企業活動における法令遵守の状況及 びコンプライアンス体制の整備状況
  - <u>ロ</u> 事業推進に必要な知的財産権の保護 の状況、他社の権利侵害の状況
  - 八 事業継続に当たって重要な契約の締結状況、権利の確保の状況
- <u>4</u> <u>コーポレート・ガバナンス及び内部管</u> 理体制の状況
  - イ 会社の機関設計の妥当性(会社規模、 事業リスク等に照らした機関設計の妥 当性をいう。)
  - 口 代表取締役、取締役及び取締役会の 責任遂行(委員会設置会社の場合には、 代表執行役及び執行役等の責任遂行を いう。)の状況
  - 八 <u>監査役及び監査役会の責任遂行並び</u> に内部監査機能(委員会設置会社の場 合には、取締役会、指名委員会、報酬 委員会及び監査委員会の責任遂行並び に内部監査機能をいう。)の状況
  - 二 内部管理体制(売上債権管理、予算 管理、労務管理及びシステム管理等に ついての組織及び社内規則の体制をい う。)の運用状況及び牽制機能
- 5 財政状態及び経営成績
  - イ 財政状態の健全性及び資金繰り状況
  - <u>ロ</u> 財政状態及び経営成績の変動理由分 析
- <u>6</u> 業績の見通し
  - イ 利益計画の策定根拠の妥当性
  - ロ 利益計画の進捗状況
  - 八 企業の成長性及び安定性
  - 二 剰余金の配当に関する考え方
- 7 調達する資金の使途(売出しの場合は 当該売出しの目的をいう。以下この号に おいて同じ。)
  - <u>イ</u> 調達する資金の使途の妥当性(事業 計画との整合等を踏まえた妥当性をい う。)
  - 口 調達する資金の使途の適切な開示
- 8 企業内容等の適正な開示

- <u>イ</u> 法定開示制度及び適時開示制度への 適応力
- <u>ロ</u> 事業等のリスク等、企業情報等の開 <u>示内容の適正性、開示範囲の十分性及</u> び開示表現の妥当性
- 2 規則第13条第2項に規定する不動産投資信託証券(投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の新規公開に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。
  - 1 公開適格性
    - イ 投資法人、投資信託委託業者及びそ の親会社等の事業の適法性及び社会性
    - □ 投資法人の執行役員、投資信託委託 業者の経営者及びその親会社等の経営 者における法令遵守やリスク管理等に 対する意識
    - <u>八</u> <u>反社会的勢力との関係の有無及び排</u> 除への仕組み
    - 二 上場するに当たっての市場の利用目 的の健全性
  - 2 資産運用の健全性
    - <u>イ</u> 投資信託委託業者及びその親会社等 との関係
    - 口 投資信託委託業者、その親会社等及 びその他利害関係人との利益相反取引 に対する牽制のための体制
    - 八 「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第1号に規定する特定資産の売買等に関する手続き
    - <u>一</u> <u>利害関係人との取引の必要性及び取</u> 引条件の妥当性
  - 3 コーポレート・ガバナンス及び内部管 理体制の状況
    - イ 投資法人の執行役員及び投資信託委 託業者の代表取締役、取締役及び取締 役会の責任遂行(委員会設置会社の場 合には、代表執行役及び執行役等の責 任遂行をいう。)の状況
    - 口 投資法人の監督役員及び投資信託委託業者の監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能(委員会設置会社の場合には、取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の責任遂行並びに内部監査機能をいう。)の状況
    - 八 投資信託委託業者の内部管理体制

新 旧 (運用方針、運用体制、利益相反への 対策についての組織及び社内規則の体 制をいう。) の運用状況 4 組入予定物件の投資方針との適合状 イ 投資方針 口 組入物件の内容(関係法令への適応、 物件に係る契約及びエンジニアリング レポート(建物の状況、リスク等の調 査に関する報告書をいう。以下同じ。) の内容等をいう。) ハ 取得価格及び取得の経緯 5 投資法人及び物件の収益見通し イ 財政状態及び経営成績 口 利益計画の策定根拠の妥当性 ハ 成長性及び安定性 6 適正な開示 イ 投資法人及び投資信託委託業者の法 定開示制度及び適時開示制度への適応 力 <u>ロ</u> ファンドの状況、物件情報、投資リ スク等、開示内容の適正性、開示範囲 の十分性及び開示表現の妥当性 八 調達する資金の使途の適切な開示 (上場発行者による公募増資等における引 受審査項目の細目) 第 6 条 規則第14条第2項に規定する上 (新 設) 場発行者が発行する株券、新株予約権証券 <u>及び優先出資証券の募集又は売出しに際</u> して引受けを行う場合における引受審査 項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとお りとする。 <u>1</u> 適格性 反社会的勢力との関係の有無 2 財政状態及び経営成績 イ 財政状態の健全性及び資金繰り状況 ロ 財政状態及び経営成績の変動理由分 析 八 公表された利益計画の達成状況 3 業績の見通し イ 利益計画の策定根拠の妥当性 ロ 利益計画の進捗状況 ハ 剰余金の配当の状況及び剰余金の配

当に関する考え方

4 調達する資金の使途(売出しの場合は 当該売出しの目的をいう。以下この号に 新 旧 おいて同じ。)
イ 調達する資金の使途の妥当性(事業

- <u>イ</u> 調達する資金の使途の妥当性(事業 計画との整合等を踏まえた妥当性をい う。)
- 口 調達する資金の使途の適切な開示
- 八 過去に調達した資金の充当状況
- 5 株価等の動向
  - イ 株価の推移
  - ロ 売買高の推移
  - 八 株券等の流動性を踏まえた発行数量 (売出しの場合は売出数量)の妥当性
- 6 企業内容等の適切な開示
  - <u>イ</u> 事業等のリスク等、企業情報等の開 <u>示内容の適正性、開示範囲の十分性及</u> び開示表現の妥当性
  - <u>ロ</u> <u>直近事業年度末以降の状況の適切な</u> <u>開示</u>
- 2 規則第14条第2項に規定する上場発行 者が発行する不動産投資信託証券の募集 又は売出しに際して引受けを行う場合に おける引受審査項目の細目は、それぞれ各 号に掲げるとおりとする。
  - <u>1</u> 適格性 反社会的勢力との関係の有無
  - <u>2</u> 組入予定物件の投資方針との適合状 <u>況</u>
    - イ 投資方針
    - 口 組入物件の内容(関係法令への適応、 物件に係る契約及びエンジニアリング レポートの内容等)
    - 八 取得価格及び取得の経緯
  - 3 投資法人及び物件の収益見通し
    - イ 財政状態及び経営成績
    - 口 利益計画の策定根拠の妥当性
    - 八 成長性及び安定性
    - 二 公表された利益計画の達成状況
  - 4 適正な開示及び調達する資金の使途
  - イ ファンドの状況、物件情報、投資リスク等、開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性
  - 口 調達する資金の使途の適切な開示
  - 八 過去に調達した資金の充当状況
  - <u>二</u> <u>直近事業年度末以降の状況の適切な</u> 開示
  - <u>5</u> 価格等の動向
    - <u>イ</u> 投資証券の価格の推移
    - ロ 投資証券の売買高の推移

<u>八</u> 投資証券の流動性を踏まえた発行数 量(売出しの場合は売出数量)の妥当 性

## (社債券の引受審査項目の細目)

- 第7条 規則第15条第3項に規定する社 債券の募集又は売出しに際して引受けを 行う場合における引受審査項目の細目は、 次の各号に掲げるとおりとする。
  - 1 財政状態及びキャッシュフロー
    - <u>イ</u> <u>財政状態の健全性及びキャッシュフ</u> ローの見通し
    - <u>ロ</u> 財政状態及び経営成績並びにキャッシュフローの変動理由分析
  - 2 調達する資金の使途
    - イ 調達する資金の使途の妥当性
    - ロ 調達する資金の使途の適切な開示
    - 八 過去に調達した資金の充当状況
  - 3 企業内容等の適切な開示
    - <u>イ</u> 事業等のリスク等、企業情報等の開 <u>示内容の適正性、開示範囲の十分性及</u> び開示表現の妥当性
    - <u>ロ</u> <u>直近事業年度末以降の状況の適切な</u> 開示

(削る)

(新 設)

#### (過去に発行された株券等の状況)

- 第2条 規則第4条第2項に規定する一 定期間の株価は、当該株券の募集に係る発 行決議日の2週間前の日を基準とした一 定の期間の株価(原則として、当該2週間 前の日の2か月前の日から始まる1か月 間の終値の平均値段)をいうものとする。
- 2 規則第4条第3項の規定により新株予 約権証券について同条第1項を準用する 場合の同条第2項に規定する一定期間の 株価は、当該新株予約権証券の募集に係る 発行決議日の2週間前の日を基準とした 一定の期間の株価(原則として、当該2週 間前の日の2か月前の日から始まる1か 月間の終値の平均値段)をいうものとす る。
- 3 規則第4条第4項の規定により優先出 資証券について同条第1項を準用する場合の同条第2項に規定する一定期間の優先出資価格は、当該優先出資証券の募集に係る発行決議日の2週間前の日を基準とした一定の期間の優先出資価格(原則とし

新 旧 て、当該2週間前の日の2か月前の日から 始まる1か月間の終値の平均値段)をいう <u>ものとする。</u> 4 規則第4条第5項の規定により不動産 投資信託証券について同条第1項を準用 する場合の同条第2項に規定する一定期 間の不動産投資信託証券の価格は、当該不 動産投資信託証券の募集に係る発行決議 日の2週間前の日を基準とした一定の期 間の不動産投資信託証券の価格(原則とし て、当該2週間前の日の2か月前の日から 始まる1か月間の終値の平均値段)をいう ものとする。 5 規則第4条第2項に規定する前回の株 券の募集は、株主割当増資における失権株 公募、払込金額の総額が1億円に満たない 株券の募集及び株券の新規公開に係るブ <u>ックビルディング又は入札により公募価</u> 格が決定された株券の募集を含まないも のとする。 6 規則第4条第3項の規定により新株予 約権証券について同条第1項を準用する 場合の同条第2項に規定する前回の新株 予約権証券の募集は、行使により発行され る株券の払込金額の総額が1億円に満た ない新株予約権証券の募集を含まないも <u>のとする。</u> 7 規則第4条第4項の規定により優先出 資証券について同条第1項を準用する場 合の同条第2項に規定する前回の優先出 資証券の募集は、払込金額の総額が1億円 に満たない優先出資証券の募集及び優先 出資証券の新規公開に係るブックビルデ <u>ィング又は入札により公募価格が決定さ</u> れた優先出資証券の募集を含まないもの とする。 8 規則第4条第5項の規定により不動産 投資信託証券について同条第1項を準用 する場合の同条第2項に規定する前回の 不動産投資信託証券の募集は、払込金額の 総額が1億円に満たない不動産投資信託 証券の募集及び不動産投資信託証券の新 規公開に係るブックビルディング又は入 札により公募価格が決定された不動産投 資信託証券の募集を含まないものとする。 <u>9</u> 規則第4条第6項に規定する発表資料

は、株券等の募集に係る発行決議時の記者

発表資料とする。ただし、「店頭有価証券 に関する規則」(公正慣習規則第1号)第 2条第4号に規定する店頭取扱有価証券 の発行者が行う株券等の募集にあっては、 本協会が別に定める会社内容説明書(有価 証券届出書の提出を要する場合にあって は目論見書)をもって当該発表資料とす る。

10 規則第4条第6項第3号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、「財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する 規則」第95条の5の2第2項に規定される 潜在株式調整後1株当たり当期純利益額 をいうものとし、「潜在株式の状況」は、 株券等(優先出資証券及び不動産投資信託 証券を除く。) の募集の実施後、既に発行 された新株予約権及び新株予約権付社債 並びに新たに発行される新株予約権及び 新株予約権付社債が全額行使された場合 に発行されることとなる株式数(以下第4 条第3号において「潜在株式数」という。) を当該新株予約権及び新株予約権付社債 発行直前の発行済株式数で除して得た比 <u>率とする。</u>

## (資金使途の内容の公表)

- 第8条 規則第17条第1項に規定する発表資料は、株券等の募集に係る発行決議時の記者発表資料とする。ただし、「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号)第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集にあっては、同条第3号に規定する会社内容説明書(有価証券届出書の提出を要する場合にあっては目論見書)をもって当該発表資料とする。
- 2 規則第17条第5項に規定する調達資金の使途の変更又は調達資金の充当がある場合において、調達資金の使途の変更及び同条第2項に定める場合に該当する調達資金の充当があったときにはその都度公表を行うよう要請するものとし、併せて、調達資金の充当状況については決算短信に記載することにより公表を行うよう要請するものとする。ただし、当該調達資金に係る株券等の募集の払込日から5年を経過した後はこの限りでない。

## (資金使途の内容の公表)

第 3 条 (新 設)

1 規則第5条第4項に規定する調達資金の使途状況に変更が認められた場合は、その都度公表を行うよう要請するとともに、調達資金の充当状況について、決算短信に記載することにより公表を行うよう要請するものとする。ただし、前回の株券等の募集の払込日から5年を経過した後はこの限りでない。

<u>旧</u> (新

設)

3 前項に規定する要請は、当該募集の際に 行うとともに、当該募集の払込日以降に調 達資金の使途の変更及び規則第17条第2 項に定める場合に該当する調達資金の充 当が認められた場合には、その都度行うも のとする。

(新 設)

#### (株価推移等の公表)

第9条 規則第19条第1項第2号に規定する「1株当たり指標の希薄化情報」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第95条の5の2第2項に規定される潜在株式調整後1株当たり当期純利益額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等(優先出資証券及び不動産投資信託証券を除く。)の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数(以下第11条第3号において「潜在株式数」という。)を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。

#### (ブックビルディングの手続き)

- **第 10 条** 規則<u>第21条第 2 項</u>に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。
  - 1 仮条件の決定 <u>引受</u>会員は、次に掲げる事項を総合的 に勘案して、発行者又は<u>売出人</u>と協議の うえ仮条件を決定する。

イ~ハ (現行どおり) 2~3 (現行どおり)

2 (現行どおり)

#### (配分の公平化)

- 第 11 条 規則第24条第5項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。
  - 1 協会員は、規則<u>第24条</u>に定めるところによるほか、本協会が別に定めるところに従わなければならない。
  - 2 規則<u>第24条第3項第1号</u>には、連結関係にある発行者が株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しを行う場合に、支配

#### (ブックビルディングの手続き)

- **第 3 条の2** 規則<u>第7条の2</u>に規定する ブックビルディングの手続きは、次のとお りとする。
  - 1 仮条件の決定

会員は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、発行者又は<u>売出しに係る株券等の所有者</u>と協議のうえ仮条件を決定する。

イ~ハ (省 略) 2~3 (省 略) (省 略)

#### (配分の公平化)

- **第 4 条** 規則<u>第 9 条第 5 項</u>に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。
  - 1 協会員は、規則<u>第9条</u>に定めるところによるほか、本協会が別に定めるところに従わなければならない。
  - 2 規則<u>第9条第3項第1号</u>には、連結関係にある発行者が株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しを行う場合に、支配

株主の持株比率又は優先出資者の出資 比率を問わず、当該募集及び売出しに係 る株券、新株予約権証券、新株予約権付 社債券又は優先出資証券の15%を限度 として当該株券、新株予約権証券、新株 予約権付社債券又は優先出資証券の取 得をする場合を含むものとする。

- 3 規則<u>第24条第3項第1号</u>に規定する 持株比率及び前号の比率の算定に当た リ分母及び分子に潜在株式数及びグリ ーンシューオプションの行使により新 たに発行される株式数を算入したか否 か並びに算入したこれらの株式数を発 表資料において公表しなければならな い。
- 4 規則<u>第24条第3項第1号及び第5号</u> に規定する「連結<u>」及び「</u>持分法適用<u>」</u> の関係には、本邦以外において実質的に 同様の関係にあると認められる場合を 含むものとする。
- 5 規則第24条第3項第4号に規定する「従業員持株会」には、株券の募集又は 売出しが子会社連動配当株(剰余金の配 当が特定の子会社の剰余金の配当に基 づき決定される旨が当該上場会社等の 定款で定められた株式をいう。以下同 じ。)に係るものである場合における当 該連結子会社の従業員が組織するもの (当該子会社連動配当株を取得するも のに限る。)を含むものとする。
- 6 規則第24条第4項第5号に規定する 「特別目的会社」及び同項第6号に規定 する「特定目的信託」には、本邦以外に おいてこれに相当するものを含むもの とする。

#### (引受けの報告)

第12条 規則第26条第1項に規定する報告は、それぞれの株券等の募集の代表証券会社となった会員が、引受けを行う株券等の募集に係る発行者の発行決議日及び条件決議日の翌日(当日が休業日の場合は、翌営業日)までに本協会に当該株券等の募集に関する記者発表資料を提出するとともに、当該引受けを行った月の翌月の10日(当日が休業日の場合は、前営業日)までに、別に定める「増資状況報告書」を本協

IΗ

株主の持株比率又は優先出資者の出資 比率を問わず、当該募集及び売出しに係 る株券、新株予約権証券、新株予約権付 社債券又は優先出資証券の15%を限度 として当該株券、新株予約権証券、新株 予約権付社債券又は優先出資証券の取 得をする場合を含むものとする。

- 3 規則<u>第9条第3項第1号</u>に規定する 持株比率及び前号の比率の算定に当た リ分母及び分子に潜在株式数及びグリ ーンシューオプションの行使により新 たに発行される株式数を算入したか否 か並びに算入したこれらの株式数を発 表資料において公表しなければならな い。
- 4 規則<u>第9条第3項第1号及び第4号</u> に規定する「連結<u>関係又は</u>持分法適用関 係」には、本邦以外において実質的に同 様の関係にあると認められる場合を含 むものとする。
- 5 規則<u>第9条第3項第3号</u>に規定する「従業員持株会」には、株券の募集又は 売出しが子会社連動配当株(剰余金の配 当が特定の子会社の剰余金の配当に基 づき決定される旨が当該上場会社等の 定款で定められた株式をいう。以下同 じ。)に係るものである場合における当 該連結子会社の従業員が組織するもの (当該子会社連動配当株を取得するも のに限る。)を含むものとする。

(新 設)

#### (引受けの報告)

第5条 規則第10条第1項に規定する報告は、それぞれの株券等の募集の代表証券会社となった会員が、引受けを行う株券等の募集に係る発行者の発行決議日及び条件決議日の翌日(当日が休業日の場合は、翌営業日)までに本協会に当該株券等の募集に関する記者発表資料を提出するとともに、当該引受けを行った月の翌月の10日(当日が休業日の場合は、前営業日)までに、別に定める「増資状況報告書」を本協

会に提出することにより行うものとする。 **2** (現行どおり)

## (海外発行についての準用)

第13条 規則第28条第3項の規定に基づき、本邦発行者の本邦以外における株券等の募集へ規則第20条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第17条第1項及び第2項を対象とする。

付 則

この改正は、平成19年7月1日から施行し、第2条から第7条までの規定は、同日以後に開始する引受審査から適用する。

旧

会に提出することにより行うものとする。 ! (省 略)

#### (海外発行についての準用)

第6条 規則第13条第2項の規定に基づき、本邦発行者の本邦以外における株券等の募集へ規則第7条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第5条第1項のみを対象とする。

## 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」理事会決議 (自主規制会議決議)の一部改正について

平成 19 年 5 月 29 日 (下線部分変更)

新

旧

この理事会決議は、協会員による株券等 慣習規則第14号)第2条第1号に規定する 株券等をいう。以下同じ。) の募集若しくは 売出しの引受け、募集若しくは売出しの取扱 い又は売出し(以下「募集等の引受け等」と いう。)を行うに当たって、株券等を広い範 囲の投資者へ円滑に消化することを図りつ つ、顧客への公平な配分を実現することを目 的とする。

この理事会決議は、協会員による株券、新 (「有価証券の引受け等に関する規則」(公正 | 株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出 資証券(証券取引法(昭和23年法律第25号) 第2条第1項第5号の2に掲げる有価証券 をいう。) 及び不動産投資信託証券(証券取 引法第2条第1項第7号に掲げる投資信託 の受益証券又は同項第7号の2に掲げる投 資証券であって、投資者の資金を主として不 動産関連資産に対する投資として運用する ことを目的とするものをいう。)(以下「株券 等」という。) の募集若しくは売出しの引受 け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し (以下「募集等の引受け等」という。)を行 うに当たって、株券等を広い範囲の投資者へ 円滑に消化することを図りつつ、顧客への公 平な配分を実現することを目的とする。

> 付 則

この改正は、平成 19 年 7 月 1 日から施行 する。